

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する 考察：1938年-1942年を中心として

趙, 洪鳳
九州大学大学院(日本教育史)：研究生

<http://hdl.handle.net/2324/1904673>

出版情報：教育基礎学研究. 4, pp.39-55, 2007-03-31. 九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室
バージョン：
権利関係：



「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

—1938年—1942年を中心として—

趙 洪鳳

はじめに

1931年9月、満州事変により中国の東北部（東北三省と内蒙古自治区の東部）を関東軍が占領し、翌1932年3月1日に関東軍が傀儡政権「満洲国」をつくりあげた。

それは、日本のファシズム侵略路線の軍事拠点になって、重要資源をもつ重工業基地と農業移植民地の役割をになうものになった。しかし、「満洲国」のつくりあげは国際的非難的となり、世界中が日本を攻撃した。「満洲国」の内部が日本の侵略行為に対する反満抗日ゲリラは頻繁におこった。この情勢の中で、日本は対外的にはその侵略行為をかくさなければならなかったし、対内的には現地民を至急に訓化服従させる必要に迫られていた。「満洲国」留学生の派遣はこうした背景のなかではじまった。

「満洲国」の建国初期の政権は治安の維持を重視していたため、学務を重視しなかった。教育行政機関は最初、民政部の中で文教司を設置して教育工作を管理した。まもなく、1932（大同1）年7月に文教司を廃止して文教部を設置した。それと同時に各級地方の教育行政機関も相次いで建立した。教育行政機関はわりに完備した。1937（康德4）年7月に「満洲国」文教部が民生部教育司に変わった。『満洲帝国文教年鑑』によると、「満洲国」の政府組織における「部」は省、「司」は局にあたるから、格下げとも言えないことはない⁽¹⁾。1943（康德10）年4月1日に民生部はまた文教部に戻った。1938—1942年は「満洲国」の第二期経済建設・産業開発の時期である。1938—1942年の「満洲国」の教育行政機関は民生部である。民生部は実務教育を強調した。

『満洲帝国総攬』という本では「満洲国」留学生について次のように書いている。「満洲国政府は対内学校教育の普及を図るため、知識を海外に求め先進諸国の派遣留学生に注意を注ぎ、従来の各省分辦^{ぶんはん}の留学生各項を文教部の管理に統歸し文化の向上を期している。留学生の学費・補助金は国庫及び文化事業部から支出されることになっていた。留学の資格は次の通りである。(1) 各省において試験の上選抜して本部に推薦し、且つ日本専門学校以上の各学校及び特設予科に相当の成績を得て入学を許可せられるもの。(2) 日本専門学校以上の各学校及び特設予科に在学中の私費生にして、相当の成績を得、

趙 洪鳳

経費支出方を出願したるものにして、詮衡せられるもの。そして、この有資格者のうちから、さらに詮衡されて、留学を命ぜられるのである⁽²⁾。つまり、1934年から「満洲国」は「満洲国」留学生の派遣を文教部の管理に統歸した。「満洲国」留学生の統制し始めともいえる。

これまで「満洲国」の教育については「満洲国」の教育政策と「満洲国」教育の経験者たちの証言による「満洲国」国内の教育の実相⁽³⁾をほぼ明らかにされた。「満洲国」留日学生に関しては、阿部洋、周一川らのものがある。阿部洋は「対満文化事業」のもとでの満洲国留学生受入政策の展開過程について検討して、それを通して対満文化事業の果たした歴史的役割の一端を解明した。周一川は王紉卿という「満洲国」の元留学生のインタビュー記録などを利用して、「満洲国」の留学政策の特徴と留学生の概況を明らかにした。周軍は広島高等師範学校が「満洲国」留日学生分会としてどのように留学生を受け入れたのか、留学生たちがどのような留学生活を送り、どのような問題で苦悩していたのか、という問題を中心にして、「満洲国」留学生の実態の一端を明らかにした⁽⁴⁾。こうした先行研究の成果は「満洲国」留日学生の実態に迫る上で示唆に富むものであることは言うまでもないが、ここで本稿が問題としたいのは「満洲国」留日学生の総合的な検討ではなく、1938—1942年の「満洲国」派遣留日学生⁽⁵⁾が「満洲国」教育機関民生部が実業教育を貫くため、日本に派遣された実相と特徴である。敷衍すれば、「満洲国」派遣留日学生は大きく分けると二つタイプがあると考ええる。一つ目のタイプは文教部派遣留日学生・現職教員留学「満洲国文教部派遣留日学生」⁽⁶⁾であり、「満洲国」学校教育の再建と普及を図るためであり、「日滿一徳一心」のもと、お互いに親善するためである。二つ目のタイプは民生部派遣留日学生であり、「満洲国」の経済建設に奉仕するための実業教育留学である。「満洲国」派遣留日学生の実態は両者を分けないと「満洲国」留日学生というひとつの範疇のみでは把握し得ないと考えられる。そのタイプに応じての実相を明らかにする必要があると考える。

そこで本稿では、1938年の「満洲国」留学生の「学席」設置と1940年の「学席」改正を着目し、1938—1942年の「満洲国」派遣留日学生の派遣地の移動と学習学科の割合に主眼を置き、その日本の「満洲国」派遣留日学生受け入れの対応実相と日滿教育関係の実相と特徴について論じたい。

まず、「満洲国」は「満洲国」留学生を日本に派遣する目的を達成するため、留学生の認可をしはじめ、留学規制の強化について述べる。中日全面戦争に発展していき状況の中で「満洲国」は「満洲国」派遣留日学生に何を期待していたか、その期待されたことを

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

実現するため、いかに展開していったか、JACAR（アジア歴史資料センター）内閣情報局関係出版物「満洲国政府広報日譯 康徳三年九月分（第737号—第757号）」・「満洲国政府広報日譯 康徳四年二月分（第857号—第873号）」と「在本邦留学生関係雑件第九卷」⁽⁷⁾などの史料をもとに語る。

次いで、日本に「満洲国」留学生を送る目的は具体的にどのような人材を養成するか、「学席」の設置と改正に通じて検討してみたい。「学席」設置と改正により、「満洲国」派遣留学生の派遣地と学習学科を規定された。その理由と内容について検討する。派遣地の移動と学習学科割合はなにを意図したか、JACAR（アジア歴史資料センター）「在本邦選抜留学生補給実施関係雑件／方針関係 第二巻、昭和十三年一月と昭和十五年九月」⁽⁸⁾を参照して明らかにする。

3では、1938—1942年の「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科の全体状況を分析する。1938—1942年は「満洲国」の第二期経済建設・産業開発の時期である。この時期は中日全面戦争中であり、第二次世界戦争中でもある。この時期の「満洲国」派遣留日学生の管理機関は民生部である。民生部は実務教育を強調した。日本はこの時期で「学席」設置と改正をした。その状況の中で「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科にどんな影響があったか、その実相と特徴は『満洲国学生日本留学十周年史』⁽⁹⁾の資料集をもとに分析する。

1、「満洲国」留学生規制の強化

「満洲国」留日学生の目的について「留日学生心得」は次のように書いている。「留日学生ハ将来国家ノ中堅トシテ日満一体ノ楔子タルベキ本分ヲ自覚シ進ンデ留学生ニ関スル諸規定ヲ実践シ品位体面ヲ重ンジ日夜心身ノ修練學術ノ研鑽ニ精勵シ以テ国家ノ期待ニ背クコトナカルベシ」⁽¹⁰⁾ 留日学生の目的は明確に規定されたといえる。

「満洲国」を関東軍につくりあげられた4年目、1936年に「満洲国」は「留学生ニ関スル件」勅令を公布した。1937年また修正された。この勅令は「満洲国」留学生の定義、留学生認可制度の施行、留学生の監督について規定した。「…留学生ト称スルハ官署ノ命ヲ承ケ留学生スル者ヲ除クノ外外国ノ学校ニ留学スル学生ヲ謂フ 留学生タラントスル者ハ民生部大臣（又ハ蒙政部大臣）ノ定ムルトコロニ依リ留学ノ認可ヲ受クベシ 康徳四年七月一日ヨリ三月内ニ認可ヲ受クベシ 民生部大臣（又ハ蒙政部大臣）ハ留学生不都合ノ行為アリタルトキ又ハ成業ノ見込無キニ至リタルトキハ留学生ノ認可ヲ取消シ又ハ帰国ヲ命ズルコトヲ得 日本国ニ在ル学校ニ留学スル学生ハ日本帝国駐割特命全権大

趙 洪鳳

使ヲ監督ス…」⁽¹¹⁾

1937年7月7日盧溝橋事件により中国人留学生の憤怒を呼び起こした。中華民国留学生が一斉帰国した。そのような状況の中で、「満洲国」は「満洲国」留学生の規制をさらに強化した。

1937年9月、民生部令第十二号「留学生規程」を公布した。その中に、日本に留学する資格は次の通りに規定した。

「第一条 留学生タラントスル者ハ思想堅実身体強健ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル満洲国人タルコトヲ要ス

- 一、国民高等学校若ハ女子国民高等学校程度以上ノ教育施設ヲ卒業シタル者又ハ当該年度ニ於テ之ヲ卒業スル見込アル者
- 二、国民高等学校又ハ女子国民高等学校卒業程度ノ学力検定ニ合格シタル者
- 三、日本国ニ在住スル者ノ家族
- 四、全各号ノ外民生部大臣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル者」⁽¹²⁾

日本に留学する手続は次の通りに規定した。

①、提出書類

「履歴書、卒業証明書又ハ卒業見込証明書、学業成績証明書、住所地ノ県長、旗長、特別市長、市長日本国ニ住所ヲ有スル者ハ駐日満洲国大使館関東州内ニ住所ヲ有スル者ハ日本国警察署長ノ身元調査書、留学誓約書、出願前三月内ニ帽ヲ著ケズシテ撮影シタル手札形写真三枚（裏面ニ撮影年月日姓名ヲ自署スベシ）」⁽¹³⁾

②、保証人の資格

- 「一、正保証人ハ留学生ノ家長但シ本人家長ナルトキハ親族ノ中ノ年長者
- 二、副保証人ハ留学生ト同一省、特別市又ハ関東州内ニ住所ヲ有スル在職ノ官吏又ハ国税十円以上ヲ納ムル者」

③、試験の科目と場所

「国民道徳、国語（日語及満語又ハ日語及蒙古語ノ解釈作文）、数学（代数及幾何）留学生認可試験期日及場所ハ民生部大臣之ヲ政府広報ニ公告ス」

④、民生部大臣ハ留学生ノ留学地、入学スベキ教育施設、履修学科及留学年限ヲ指定ス

留日学生ヨリ民生部大臣ニ提出スル文書ハ駐日大使館ヲ經由スベシ

留日学生ハ留学地到着後速ニ留学認可證ヲ駐日大使館ニ提出シテ入学紹介書ノ下付ヲ申請スベシ」⁽¹⁴⁾

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

⑤、留学補助費

「第十四条 民生部大臣ハ留学認可証ヲ下附シタル者ニ就キ認可試験又ハ留学中ノ成績特ニ優秀ニシテ貧乏ナル者ニ留学補助費ヲ支給ス 第十五条 日本国ノ教育施設ニ留学スル学生ニ対スル留学補助費ノ額ハ別表ニ依ル但シ留学補助費ノ額ノ規定後本邦内ノ自治団体若ハ民間団体又ハ日本国政府、自治団体若ハ民間団体ヨリ学費ノ補給ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ受クル限度ニ於テ留学補助費額ヲ減ズ」

区 分	留 学 補 助 費 月 額		
	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
大 学 本 科	五五円以下	五〇円以下	三〇円以下
専門学校 並ニ 大学附属専門部	四五円以下	四〇円以下	二〇円以下
高等学校特設高等 科大学予科及 予備部	四〇円以下	三五円以下	二〇円以下
特 設 予 科	三五円以下	三〇円以下	

註 甲地方トハ東京、大阪、京都、横浜及神戸地方、乙地方トハ甲地方ヲ除外シタル日本国内、丙地方トハ満洲ヲ謂フ 甲乙丙地方ニ留学スル理、医、工、農及家政科等ノ学生ニ限毎月五円増額スルコトヲ得⁽¹⁵⁾

「満洲国」は「将来国家ノ中堅トシテ日満一体ノ楔子^{けっし}」を養成するため、留学生認可の「留学生ニ関スル件」の勅令と「留学生規程」の部令による留学生の規制を強化した。

「留学生規程」の部令による留日学生は「身元調査書」と保証人の資格を強調された。留学生の留学地、履修学科、入学すべき教育施設、留学年限も民生部大臣は指定するようになった。留学補助費も留学生地方と学校区分によって詳しく規定した。1937年からの「満洲国」留日学生は計画的派遣留学ををはじめともいえる。

日本に「満洲国」留学生を送る目的・「将来国家ノ中堅トシテ日満一体ノ楔子^{けっし}」は具体的にどういう人材を養成するか、「学席」の設置と改正に通じて検討してみたい。

2、満洲国留学生「学席」設置

1937（昭和12）年9月雑誌『支那時報』の記事によると、「満洲国民生部と日本文部省間に折衝中の「満洲国」留日学生に関しては、「満洲国」の希望による学校に毎年一定

趙 洪鳳

人員の学席を留学生のために設置することに意見の一致を見た依って明春二百名の満洲国留学生が日本全国各学校に派遣されることになった⁽¹⁶⁾。

「学席」設置の目的は七割理科系統、約三割文科系統の「国家中堅人物の養成」である。これについて『満洲国学生日本留学十周年史』は次のように述べている。「……日本の大学、高等専門学校も多くは入学志願者数収容人員を遥かに超過し、満洲国留学生に対し特別の施設を有する学校たる東京、広島の高師、奈良女高師、山口、長崎の高商、東京工大、一高等の学校以外は収容人員の一部を割きて入学せしむなきに至り留学派遣の目的を達すること能ざる状態にありたるを以て之れが対策として昭和十三年度より文部省直轄の大学高等学校専門学校に満洲国派遣の留学生に対する一定数の学席を設置し、毎年素質優秀なる者を約二〇〇名選抜留学せしめ、且つ二〇〇名中約七割は理科系統に、約三割は文科系統の学科を履修せしめ国家中堅人物の養成をなさんとする目的の許に文部省に申入たる所……」⁽¹⁷⁾。

1938年4月には日本の文部省の協力を得て学席設置の制度を設けた。その「学席」設置の内容は次のとおりである。

「日本国各大学専門学校ニ於ル満洲国留学生学席設置ニ関スル件（康德四年十月十二日）

一、趣旨

康德三年九月従来区々タル留学生取扱方針ヲ改メ今後一層優秀ナル留学生ヲ派遣セン為ニ勅令留学生ニ関スル件及部令留学生規程公布セラレ、留学生タラントスル者ハ凡テ主管部大臣（現在民生部大臣）ノ認可ヲ受タル事トナレリ、康德四年度ハ新制度ニ依ル第一次留学生ヲ左ニ依リ派遣セリ

補助費生	日本内地	七〇名
（候補者）	国内（旅順工大、南満工専、奉天医大等）	三〇名
自費生		一〇〇名

認可制度ニ依リ所定ノ試験ニ合格シタル者ノ中日本内地ノ諸学校ニ入学セントスル者ハ駐日満洲国大使館ヨリ各入学紹介書ヲ交付セラレ受験手続ヲナスモノナルガ満洲国ニ於テ留学生ヲ入学セシメントスル日本国諸学校ハ概ネ日本人側ノ志望者モ巨多ニ上リ従テ学校側トシテハ満洲国人ノ為ニ特ニ収容人員ノ一部ヲ割クノ余裕ヲ存セス為ニ留学生ハ志望学科ノ変更等ニ依リ満洲国ノ本意トセザル学校ニ入学ノ已ムナキニ至リ留学ノ効果ヲ薄クスルノ惧レ甚ダシ

茲ニ日本側関係機関ノ諒解ヲ得テ今後派遣スベキ留学生ハ一層其ノ素質優秀ナル者

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

ヲ選フト共ニ一方日本側ニ対シテハ各大学、専門学校ニ依頼シ毎年一定人員ノ学席設置方考慮ヲ願ハントス

二、今後派遣スヘキ留学生人員

現在日本内地ニ在ル留学生ハ総員約一八〇〇名、内補助費ノ支給ヲ受クル者三〇三名ナリ（康徳四年九月一日現在）

明康徳五年ヨリ派遣スル留学生ハ専門学校以上ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ補助費ノ支給ヲ受クル者竝ニ自費ノ者共ニ年約二〇〇名トシ総数ヲ六〇〇名以内ニ限り、国内現勢ニ鑑ミ二〇〇名中七割ハ理科系統（工、農、医等）トシ三割ヲ文科系統（法、文、経等）ニ配分ス

三、学席設置ヲ依頼セントスル諸学校

康徳五年以後留学生ノ学席設置ヲ依頼セントスル諸学校ハ地方ノ各種専門学校ヲ主眼トス

三年制各種専門学校主眼トナセバ前記留学生ハ総員約六〇〇名ナリ

康徳五年度	二〇〇名
康徳六年度	四〇〇名
康徳七年度	六〇〇名

四、学席設置ニ関スル経費

日本国各大学各種専門学校程度ノ校費中、人件費ヲ除キ学生一人ニ付キ一年間ノ物件、施設費ヲ考慮シ之ヲ以テ留学生学席設置ノ経費算出ノ根據トス

四、外務省文化事業部ヨリ満洲国留学生ニ対シ支出セラルル諸経費

現在満洲国ヨリ補助費ヲ支給セラルル留学生ノ外自費留学生トシテ認可ヲ受ケタル者ニシテ外務省文化事業部ヨリ給費ヲ受クル者多数アリ、其他各種ノ補助支出ヲ仰ギ居ルモ今後留学生給費ハ一律ニ本国ニ於テ支出シ右文化事業部ニ於テ満洲国留学生ニ対シ支出セラルル諸経費ハ之ヲ留学生ノ学席設置ニ要スル経費ニ充当セラレ席配慮ヲ願フモノナリ」⁽¹⁸⁾

①1938年の「学席」設置

1938年日本は「満洲国」の希望に応じて「学席」を設置した。その具体的の状況は次の通りである。

1938年度指定された学校に留学する人数は117人である。学費を補助された留学生は72名である。計画の200名より、少なかった。表1をみると1938年度留日学生指定校は工業学校12、農業、農林7、商科、商業3、師範3、一高、秋田鉦山、北海道

趙 洪鳳

帝大、富山薬学、東京女子大、東京女子医専、日本女子体育専門学校、合計 32 校である。「日本国各大学専門学校ニ於ル滿洲国留学生学席設置ニ関スル件（康德四年十月十二日）」に規定されるとおり工、農科を中心とした設置である。派遣地は東京、山口、長崎、奈良、広島、秋田、鳥取、北海道、名古屋、盛岡、三重、熊本、米沢、仙台、神戸、浜松、長岡、桐生、横浜、徳島、宇都宮、宮崎、鹿児島、富山の 24 都市である。

<表 1> 1938 年度留日学生指定校表⁽¹⁹⁾

指定校	人数（「学席」数）	補助費人数
第一高等学校特設高等科理科	14	5
第一高等学校特設高等科文科	13	3
山口高等商業学校	9	3
東京工業大学予備部	7	4
長崎高等商業学校	6	4
東京高等師範学校理科	6	3
東京高等師範学校文科	4	4
奈良女子高等師範学校文科	4	2
広島高等師範学校文科	3	3
秋田鉱山専門学校採鉱冶金科	3	2
鳥取高等農業学校農学科	3	3
北海道帝国大学附属土木専門部	2	2
名古屋高等工業学校電気科	2	2
北海道帝国大学農学部実科	2	2
盛岡高等農林学校獣医科	2	2
三重高等農林学校農学科	2	1
東京商科大学附属商学専門部	2	1
奈良女子高等師範学校理科	2	2
名古屋高等工業学校土木科	1	1
熊本高等工業学校採鉱冶金科	1	1
米沢高等工業学校電気科	1	
米沢高等工業学校応用化学科	1	1

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

広島高等工業学校電気科	1	
広島高等工業学校応用化学科	1	1
仙台高等工業学校電気科	1	1
仙台高等工業学校機械科	1	1
仙台高等工業学校建築科	1	1
神戸高等工業学校電気科	1	1
浜松高等工業学校機械科	1	1
長岡高等工業学校電気科	1	1
長岡高等工業学校機械科	1	1
桐生高等工業学校機械科	1	1
桐生高等工業学校応用化学科	1	1
横浜高等工業学校機械科	1	1
横浜高等工業学校応用化学科	1	1
徳島高等工業学校応用化学科	1	1
盛岡高等農林学校農学科	1	1
盛岡高等農林学校林学科	1	1
三重高等農林学校林学科	1	
宇都宮高等農林学校農学科	1	
宮崎高等農林学校農学科	1	1
鹿児島高等農林学校農学科	1	1
東京高等農林学校農学科	1	
東京高等農林学校林学科	1	1
富山薬学専門学校	1	1
東京女子大学	1	
東京女子医学専門学校	1	
日本女子体育専門学校	1	1
広島高等師範学校理科	1	1
合計	117	72

②1940年「学席」設置の改正

1939年9月、ドイツ軍はポーランドに侵攻した。第二次世界大戦が勃発した。1940年7月22日第2次近衛文麿内閣が成立した。27日大本营政府連絡会議「政界情勢の推移に伴う時局処理要綱」を決定（武力行使を含む南進政策きまる）9月23日、日本軍は北部の仏印に進駐した。27日、日独伊3国同盟を調印した。そのような状況の中で、日本は「満洲国」留学生「学席」設置の改正を規定した。

昭和十五（1940）年九月に「満洲国」留学生「学席」設置の改正を日本が規定した。その内容は次の通りである。

「満洲国留学生ヲ入学セシムベキ学席設置学校及学席等ノ改正ニ関スル件」⁽²⁰⁾

(1) 方針

康德四年日本政府トノ協議ニヨリ決定セル留学生派遣先学席設置学校及学席ニ関シテハ爾後ノ日満両国諸情勢ノ変化ニ鑑ミ所要ノ改正ヲ為シ以テ留学生素質向上ヲ計リ留学生派遣目的ノ達成ノ為一層ノ効果ヲ期セントス

(2) 要領

- ① 学席設置学校及学席ハ情勢ノ変化ニ伴ヒ追加又ハ改廃ヲ為スコトヲ得ルモノトス
- ② 学席設置学校ノ都市集中ヲ改メ地方分散ヲ計ル
- ③ 當国ニ於クル留学生予備教育ノ整備充実並ニ日本側中等学校出身者ノ増加ニ伴ヒ留学生派遣先学校ニ於ケル特設予科又ハ予備科等ハ之ヲ廃止スルカ若クハ同科ニハ當国留学生ハ収容セザルモノトス
- ④ 留学生派遣ノ趣旨ニ基キ満人学生ノミヲ一括シテ教授スル教育制度ハ之ヲ廃シ日満人共学制度ニ改ム
- ⑤ 現下国策遂行ノ要請當国教育施設ノ整備並ニ留学生ノ志望方面ヲ考慮シテ農林畜産方面ノ学校及学席ヲ減少シ工鉦方面ノ夫レヲ増加ス
- ⑥ 其他特ニ必要アリト認ムルトキハ学席設置学校及学席ノ追加又ハ廃止ヲ考慮ス
- ⑦ 既述ノ学席設置学校及学席ノ改正ニ當リテハ学席数ハ概ネ既往ノ協定数程度ト為ス
- ⑧ 指定学校及学席設置学校以外ノ官立学校ハ毎年一定員数ヲ限り當国留学生ヲ収容シ得ル如ク為ス

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

(3) 具体的の措置

東京商科大学の「学席」2から4に増加する

第一高等学校、第二高等学校、第三高等学校、金沢高等学校、熊本高等学校、岡山高等学校、弘前高等学校、山形高等学校、松本高等学校、水戸高等学校の毎年の「学席」は文科1、理科2を設置する。

第一高等学校特設予科及特設高等科を廃止する。新設神戸商業大学予科は毎年「学席」3を設置する。北海道帝国大学予科は毎年「学席」3を設置する。

久留米高等工業学校、宇都高等工業学校、新居浜高等工業学校、大阪高等工業学校、盛岡高等工業学校、室蘭高等工業学校、多賀高等工業学校、は毎年「学席」理科2を設置する。

東京美術学校の毎年「学席」1から2になる。東京音楽学校の毎年「学席」1から2になる東京外国語学校「学席」2から3になる

東京高等歯科医学校、熊本薬学専門学校、大阪外国語学校は指定学校をする。指定学校及び「学席」設置学校以外の官立学校は毎年10名以内に限り各学校共に1名を入学し得る。

1940年の「学席」改正は農林畜産方面の「学席」を減少して、工鉱方面の「学席」を増加した。第一高等学校特設高等科に集中した「学席」は地方高等学校に分散した。「学席」の設置しなかった官立学校も毎年1名の「満洲国」留学生を入学するように規定した。

3、1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科

『満洲建国十年史』によると、産業開発5個年計画要綱は次の通りである。「有事ノ際必要ナル資源ノ現地開発ニ重点ヲ置キ併テ成シ得ル限り国内の自給自足ト日本不足資源ノ供給トヲ図リ、将来ニ於ケル満洲産業開発ノ根基ヲ確立スル為、概ネ左記要旨ニ依リ各種産業を開発シ以テ国力ノ進展、国民生活ノ安定ヲ促進セントス」⁽²¹⁾

1938年—1942年「満洲国」の産業開発は国内の自給自足と日本不足資源の供給であるとわかる。

『満洲建国十年史』という本では「満洲国」の最初の四、五年間は治安第一主義で進み、次いで産業開発が促進した。次に来るべきは文教の振興でなければならない。」⁽²²⁾と書いている。

趙 洪鳳

①1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の派遣地

1938—1942年の留日学生は「満洲国」民生部が「満洲国」経済建設に奉仕するための実業教育留学である。1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の総人数は6253名である。派遣地は40であり、日本のほぼ全地域と言える。派遣地数は1940年40であり、一番ピーク年度である。これは1940年の「学席」改正による日本の受入校の拡大の原因であると考えられる。

<表2>1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の派遣地⁽²³⁾

派遣年	派遣人数合計	派遣地方	派遣地数
1938年	1519	東京府、札幌、青山、岩手、秋田、山形、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、富山、福井、愛知、三重、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、山崎、鹿児島	34
1939年	1325	東京府、札幌、青山、岩手、秋田、山形、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、鳥取、広島、山口、徳島、福岡、大分、長崎、熊本、山崎、鹿児島	36
1940年	933	東京府、札幌、函館、青山、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、鳥取、広島、山口、徳島、福岡、大分、長崎、熊本、山崎、鹿児島	40
1941年	1256	東京府、札幌、函館、青山、岩手、秋田、山	38

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

		形、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、富山、石川、福井、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、福岡、長崎、熊本、山崎、鹿児島	
1942年	1220	東京府、札幌、函館、青山、岩手、秋田、山形、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、富山、石川、福井、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、福岡、長崎、熊本、山崎、鹿児島	39

②1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の学習学科

「学席」の学習学科学割は七割理科系統（工、農、医等）と三割文科系統（法、文、経等）明確に規定された。「学席」は専門学校を中心とした派遣留学であり、派遣留学生は毎年200名ぐらいを規定された。1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の学習学科割合を明らかにするによりこの時期に「満洲国」どんな人材を養成したか、この時期の「満洲国」派遣の方針を窺える。この「学席」の学習学科割合を含めて1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の全体学習学科割合の状況について『満洲國學生日本留學拾周年史』⁽²⁴⁾の史料を計算してわかった。「満洲国」派遣留日学生は1938年度工、商、農科を中心に、1939年度工、商科を中心に、1940年度工、商、農、医科を中心に、1941年度工、商、医、法科を中心に、1942年度工、商、医を中心に派遣されたことが分かる。1938—1942年「満洲国」派遣留日学生は工、商科を中心に派遣された。この時期の「満洲国」派遣の方針は経済建設人材の養成である。

おわりに

本稿では、1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の派遣地の移動と学習学科割合の実相と特徴をあきらかにすることにより、日本の「満洲国」派遣留学生受け入れ対応の実相と日満教育関係を窺うことができた。

まず、「満洲国」は「満洲国」留学生を日本に派遣する目的を達成するため、留学生の認可をしはじめ、留学規制の強化について述べた。「満洲国」は「将来国家ノ中堅トシ

趙 洪鳳

テ日満一体ノ楔子^{けっし}を養成するため、留学生認可の「留学生ニ関スル件」の勅令と「留学生規程」の部令による留学生の規制を強化した。「留学生規程」の部令による留日学生は「身元調査書」と保証人の資格を強調された。留学生の留学地、履修学科、入学すべき教育施設、留学年限も民生部大臣は指定するようになった。1937年からの「満洲国」留日学生は計画的派遣留学ををはじめともいえる。

次に、「満洲国」民生部留学生派遣の方針に応じて日本文部省は「満洲国」留学生の「学席」を設置したことについて検討した。日本文部省は「満洲国」の希望に応じて1938年4月に「学席」を設置した。設置された「学席」は日本地方の三年制各種専門学校を主眼とした。1938年度の「学席」設置は工業専門学校と農業、農林専門学校を中心とした。また、1940年の「学席」改正方針、要領、具体的の措置について検討した。農林畜産方面の「学席」を減少して、工鉱方面の「学席」を増加した。第一高等学校特設高等科に集中した「学席」は地方高等学校に分散した。「学席」の設置しなかった官立学校も毎年1名の「満洲国」留学生を入学するように規定した。「学席」設置と改正の事例をみると、「満洲国」の派遣留学生の計画性と統制性が強くあることがわかった。

第3に、1938—1942年の「満洲国」派遣留日学生は「満洲国」第二期経済建設・産業開発に奉仕するための実業教育留学である。1938—1942年「満洲国」派遣留日学生は東京府を中心として派遣したことがわかる。また、1938—1942年進学学科別割合を見ると、工、商、を中心的に派遣されたことがわかる。1938—1942年「満洲国」派遣留学は民生部の実業教育の方針を徹底的に実行されたといえる。「学席」の設置により派遣地は日本の全国学校に「満洲国」派遣留日学生を受け入れるようになった。それは、日本側の受け入れシステムの整備の一面であり、日本の積極的対応姿が見られる。「満洲国」留学生「学席」設置と改正は1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の総体のなかで最も強化された計画的留学といえる。「満洲国」留学生「学席」設置と改正の事例と1938—1942年「満洲国」派遣留日学生の総体実相を見ると、「満洲国」派遣留日学生の特徴は強く計画性と統制性をもつ、かなり整備されたものであった。日満教育関係は「日満一体」、教育連携であったといえる。

〔注〕

- (1) 「満洲国」教育史研究会監修・編集「満洲国」教育資料集成I期『満洲帝国文教年鑑』エムテイ、1992年、2頁。
- (2) 日本外事協会編『満洲帝国総攬』三省堂、昭和九年、502頁。

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

- (3) 齊紅深編著；竹中憲一訳『「満洲」オーラルヒストリー：「奴隷化教育」に抗して』東京：皓星社，2004年3月。竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』（第1巻-第3巻）東京：柏書房，2000年6月。槻木瑞生「満洲・満洲国」教育史研究の課題』『同朋大學紀要. 一般教養課程』1987～1994年。鈴木健一「満洲国における教育政策の展開」中嶋敏先生古稀記念事業会記念論集編集委員会編『中嶋敏先生古稀記念論集，下巻』東京：汲古書院，1980年12月～1981年7月。鈴木健一「満洲国の国民教育と教員養成問題」酒井忠夫先生古稀祝賀記念の会編『歴史における民衆と文化：酒井忠夫先生古稀祝賀記念論集』東京：国書刊行会，1982年9月。
- (4) 代表的なものに、阿部 洋『対支文化事業の研究：戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』汲古書院，2004年。周一川「「満洲国」の留学政策と留日学生——概況と事例研究——」『アジア教育史研究』第8号，1999年3月。周軍「研究ノート「満洲国」留学生と広島高等師範学校」『広島東洋史学報』第9号，2004年。などがある。
- (5) 本稿でいう「満洲国」派遣留日学生とは、1937年以降の「満洲国」留日学生である。謝廷秀『満洲國學生日本留學拾周年史』の150頁で「康徳三年（昭和十一年）九月十七日勅令第百四十三号を以て「留学生ニ関スル件」を公布し、それに基づき同年同月二十一日文教部令第三号を以て「留学生規定」を公布施行し、爾今留學生たらんとする者は補助費自費生の区別なく一律に留學生たるの認可を受くべく、又従来の監督機関たる学務処は之を廃止し、康徳四年（昭和十二年）三月日本国駐在外交官官製改正に伴ひ留日学生の指導監督は日本帝国駐割特命全權大使の掌理することに規定せられたり。」JACAR（アジア歴史資料センター）在本邦留學生關係雜件 第九卷「満洲国留學生規程 昭和十二年九月」の「第八条 民生部大臣ハ留學生ノ留学地、入学スベキ教育施設、履修学科及び留學年限ヲ指定ス」。また、1938年の「学席」設置は満洲国派遣留學生のため、毎年約200名選抜留学させることである。この「満洲国」派遣留學生のうち補助費生は72名であり、45名は私費生である。この45名私費生も「満洲国」派遣留學生と称される。また、周一川の『中国人女性の日本留學史研究』以上の2つ規定によると1937年以降の「満洲国」留日學生は「満洲国」の派遣留日學生とみるべきである。
- (6) 1933年6月—1937年3月まで5回にわけて、「満洲国」は教員留學生を派遣す

趙 洪鳳

ることである。詳しくは外務省外交資料館、戦前期（第二巻[昭和戦前篇]）H門（東方文化事業）H. 5. 5. 6. 「満洲国文教部派遣留学生関係雑件」（2巻）に記録している。

- (7) J A C A R（アジア歴史資料センター）内閣情報局関係出版物「満洲国政府広報日譯 康徳三年九月分（第737号—第757号）」 「満洲国政府広報日譯 康徳四年二月分（第857号—第873号）」 「在本邦留学生関係雑件 第九巻」。
- (8) J A C A R（アジア歴史資料センター）「在本邦選抜留学生補給実施関係雑件／方針関係 第二巻、昭和十三年一月と昭和十五年九月」。
- (9) 謝廷秀『満洲國學生日本留學拾周年史』満洲国大使館内 学生会中央事務所、1942年。この本は「満洲国」建国十周年記念祝典のため、留日学生会中央事務所長謝廷秀らが作成した史料集である。
- (10) J A C A R（アジア歴史資料センター）内閣情報局関係出版物 「留日学生心得」 「満洲国政府広報日譯 康徳四年二月分（第857号—第873号）」。
- (11) J A C A R（アジア歴史資料センター）内閣情報局関係出版物「満洲国政府広報日譯 康徳三年九月分（第737号—第757号）」。
- (12) J A C A R（アジア歴史資料センター）在本邦留学生関係雑件 第九巻「満洲国留学生規程 昭和十二年九月」。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 『支那時報』第二九巻九号（昭和十三年九月）東京：支那時報社、26頁。
- (17) 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』東京：原書房、,1969年、（明治百年史叢書；第91巻）、275頁。
- (18) J A C A R（アジア歴史資料センター）在本邦選抜留学生補給実施関係雑件／方針関係 第二巻、昭和十三年一月。
- (19) J A C A R（アジア歴史資料センター）在本邦選抜留学生補給実施関係雑件／方針関係 第二巻、昭和十三年一月より作成。
- (20) J A C A R（アジア歴史資料センター）在本邦選抜留学生補給実施関係雑件／方針関係 第二巻、昭和十五年九月。
- (21) 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』東京：原書房、,1969年、（明治百年史叢書；第91巻）、329—330頁。

「満洲国」派遣留日学生の派遣地と学習学科に関する考察

- (22) 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』東京：原書房、, 1969年、(明治百年史叢書; 第91巻)、81頁。
- (23) 謝廷秀『満洲國學生日本留學拾周年史』満洲国大使館内 学生会中央事務所、1942年、234、259-262頁より作成。
- (24) 同上、238—240頁。